

釜石大槌地区行政事務組合
議会臨時会会議録

令和7年12月22日

釜石大槌地区行政事務組合

令和7年12月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会会議録

議事日程

令和7年12月22日(月) 臨時会
午後2時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議長の報告
 - 第4 議案第4号 釜石大槌地区行政事務組合職員の特種勤務手当支給条例の一部を改正する条例
 - 第5 議案第5号 釜石大槌地区行政事務組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第6 議案第6号 釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
 - 第7 議案第7号 令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算(第1号)
-

出席議員(10人)

1番	菊池忠彦	君
2番	工藤聡一郎	君
3番	澤山美恵子	君
4番	井筒健太郎	君
5番	阿部三平	君
6番	佐藤憲弘	君
7番	東梅守	君
8番	野田忠幸	君
9番	芳賀潤	君
10番	細田孝子	君

欠席議員(0人)

午後 2 時会議を開く

○議長（細田 孝子君） 本日の出席議員は 10 人で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

欠席の届け出はありません。

只今から、令和 7 年 12 月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

当組合議会では、議場内でのマスクの着用は個人の判断によるものといたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程により進めます。

○議長（細田 孝子君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 51 条の規定により、議長において、3 番 澤山美恵子さん及び、4 番 井筒健太郎さんを指名いたします。

○議長（細田 孝子君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決しました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 3、議長の報告であります。

管理者から、本臨時会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 4 号から議案第 7 号までの 4 件が送付されておりますのでご報告いたします。

以上で、議長の報告を終わります。

○議長（細田 孝子君） 日程第 4、議案第 4 号 釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例から日程第 7、議案第 7 号 令和 7 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 1 号）までの 4 件を一括議題といたします。

只今一括議題に供されました各議案につきましては、一括して当局の説明を求め、審議は 1 件ごとにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議がありませんので、ただいま議題に供されました各議案について、順次当局の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長 栃内宏文君登壇〕

○事務局長（栃内 宏文君） 只今議題に供されました、議案第 4 号釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例から議案第 7 号令和 7 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 1 号）までの議案 4 件について順次ご説明を申し上げます。

議案書の 1 ページからご覧願います。

議案第 4 号釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例は、能登半島地震などの大規模災害を教訓とし、危険な現場で活動する消防職員の待遇を改善するた

め、令和6年8月1日付消防庁通知により、制度化されたもので、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対して、日額2,160円の特殊勤務手当を支給するものです。

次に議案第5号釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、去る12月19日に開催されました、釜石市議会定例会におきまして、釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決成立したことに伴い、釜石市の関係条例の例によることとされている釜石大槌地区行政事務組合職員の給与について、岩手県人事委員会の勧告を参考として、消防職給料表の水準を引き上げようとするものです。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとし、改正後の当該条例の規定につきましては、令和7年4月1日に遡って適用させようとするものでございます。

次に議案第6号釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例は、令和7年2月26日に大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえて、林野火災注意報や警報を的確に発令し、予防の実効性を高めることが重要であるとされ、総務省消防庁から火災予防条例の改正例が示されたことに伴い、当消防本部においても必要な改正を行い、令和8年1月1日から運用を開始するものでございます。

主な改正内容といたしましては、気象状況により林野火災注意報又は警報を発令すること、林野火災注意報又は警報が発令された場合、事務組合管轄内の山林、原野及び指定した場所で、火入れ、煙火を消費しないこと、屋外において火遊び、またはたき火をしないことなどの火の使用の制限に努めなければならないこととなります。

このことから火災予防上、必要な措置の見直しを行おうとするものです。

以上、議案第4号から議案第6号までの条例3件につきましては、地方自治法第292条において準用することとされている同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に別冊となっております補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第7号令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第1号）は、予算の総額に、歳入歳出とも5,276万7千円を増額し、補正後の予算総額を22億8,621万3千円にしようとするものです。

2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正の主な内容をご説明いたします。

まず、3ページをご覧ください。

歳出の第2款総務費には、前年度繰越金の確定等に伴う財政調整基金積立金の増額を計上しております。

第5款消防費には、職員給与費等の調整を計上しております。

2ページをご覧ください。

これらの財源として、歳入では分担金及び令和6年度決算の確定に伴う繰越金の増額により予算を編成しております。

4ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正には、消防本部の令和8年度寝具賃借料の追加1件を計上しております。

以上、議案第7号令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第1号）は、地方自治法第292条において準用する、同法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

○議長（細田 孝子君） 日程第4、議案第4号釜石大槌地区行政事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上で、質疑を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(細田 孝子君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(細田 孝子君) 日程第5、議案第5号釜石大槌地区行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

○議長(細田 孝子君) 以上で、質疑を終わります。
これより議案第5号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(細田 孝子君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(細田 孝子君) 日程第6、議案第6号釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を許します。

○議長(細田 孝子君) 以上で、質疑を終わります。
これより議案第6号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(細田 孝子君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(細田 孝子君) 日程第7、議案第7号令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算(第1号)を議題といたします。
お諮りいたします。
審議の方法は、第1条歳入歳出予算の補正は、歳入は一括、歳出は款ごとに、続いて、第2条債務負担行為の補正をご審議願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(細田 孝子君) ご異議なしと認めます。
これより、歳入の審議に入ります。
歳入の質疑を許します。

○議長(細田 孝子君) 以上をもって、歳入の審議を終わります。

○議長(細田 孝子君) 次に、歳出の審議に入ります。
第2款総務費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第2款総務費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第5款消防費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第5款消防費の質疑を終わります。
以上で、歳出の審議を終わり、第1条の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第2条債務負担行為の補正の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上で第2条の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） これより議案第7号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の方々の起立を求めます。

（「議員、全員起立」）

○議長（細田 孝子君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、本日の会議を閉じ、令和7年12月釜石大槌地区行政事務組合議会臨時会を閉
会いたします。
お疲れさまでした。

午後2時14分閉会

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長 細田 孝子

議会議員 澤山 美恵子

議会議員 井筒 健太郎